

熱中症予防管理者講習

開催のご案内

令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、事業者には熱中症対策が罰則付きで義務化されています。

事業者には、熱中症の主な死亡原因である初期症状の放置や手当等対応遅れを防止するための「体制準備」、「手順の作成」、「関係者への周知」等の具体的な措置が義務付けられています。

熱中症予防管理者は、熱中症対策が必要な職場において熱中症対策の具体的な推進する者で、衛生管理者や安全衛生推進者等以外から選任するときは、教育研修を受けた者や熱中症の十分な知識を持つ者から選任します。※衛生管理者や安全衛生推進者であっても取得時の講習では熱中症の範囲は限定されていますので、今回の予防管理者講習の受講をお勧めします。

熱中症対策の対象となるのは、WBGT 28度以上または気温 31度以上の環境下で連続1時間以上またはI日4時間を超えて実施が認められる作業となります。

本研修会を下記のとおり清水協会との合同開催で実施しますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習時間	講習会場
13:00～ 16:50	静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 〒420-0853 静岡市清水区島崎町 223

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻 10分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 受講資格 学歴や経験年数などの資格要件はありません

3. 受講料 (テキスト代及び消費税を含む)

協会会員	10,000円	非会員	11,000円
------	---------	-----	---------

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。

受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

4. 講習カリキュラム (計 3.5 時間)

(1) 熱中症の症状	0.5 時間 (30 分)
(2) 熱中症の予防方法	2.5 時間 (150 分)
(3) 緊急時の救急措置	0.25 時間 (15 分)
(4) 熱中症の事例	0.25 時間 (15 分)

5. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)

※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。

- (2) 受講申込書を作成し、FAX で送付してください。(FAX 054-253-7613)

※FAX の到着順に仮受けします。

事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。

※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。

※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。

- (3) 事務局より、折り返し請求書及び受講票を FAX でお送りします。

※受講料は、遅くとも受講開始日 2 週間前までに納入してください。

- (4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。

また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書を FAX で事務局までお送りください。

※キャンセルの場合は受講開始日 1 週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日 2 日前までに事務局までご連絡ください。

6. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

7. 修了証の交付 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

8. 携行品 受講票、本人確認証明種類、筆記用具
昼食（近隣の食堂及びコンビニ等が利用できます。）
※テキストは当日会場でお渡しします。

9. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠 3 丁目 1-20

サンパレス鷹匠 102 号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613